

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領

愛知県が決定した「系統豚のシンボルマーク及び愛称」（以下「マーク及び愛称」という。）に関する使用について、次のとおり定める。

第1 目的

愛知県の系統豚及びこれらから生産された豚肉について、多くの消費者に理解を得る取組として、愛知県が決定したマーク及び愛称の適正使用のため、この使用基準を定める。

第2 図柄等

- 1 マーク及び愛称は、別紙のとおりとする。
- 2 マーク及び愛称を、使用者がみだりに改変して使用することはできない。

第3 著作権及び使用权

- 1 マーク及び愛称の著作権は、愛知県に帰属する。
- 2 マーク及び愛称は、使用を回答された者（以下「使用权者」という。）のみが、複製、使用及び印刷することができる。
- 3 使用权者は、他人にマーク及び愛称の使用权を譲渡することはできない。
- 4 マーク及び愛称と誤認される類似マーク及びロゴを使用してはならない。

第4 使用权者の責務

マーク及び愛称が表示されたものに関する一切の責任は、マーク及び愛称の使用权者によるものとする。

第5 マーク及び愛称の使用条件

- 1 マーク及び愛称は、本県が生産した3品種の系統豚及びこれらの交雑種豚（以下、系統豚）、並びに県内の生産者が生産した系統豚の三元交配の豚肉及び豚肉製品（以下、豚肉等）を取扱う場合のみ使用できる。
- 2 マーク及び愛称は、商品に使用することができる。
- 3 マーク及び愛称は、第1項の商品のみをまとめて収容する容器箱に表示することができる。
ただし、容器箱に使用权者の氏名を明記しなければならない。
- 4 マーク及び愛称は、系統豚及び豚肉等の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、チラシ、のぼり、陳列（販売）台等の各種媒体に使用することができる。
ただし、これらの媒体には使用权者の氏名を明記しなければならない。

第6 マーク及び愛称の使用料

マーク及び愛称は、公共的資源として系統豚及び豚肉等を広く県民等に享受していくためのものであるため、その使用料は無料とする。

第7 マーク及び愛称の表示方法

- 1 マーク及び愛称は、シールに印刷し、貼付表示することができる。
- 2 マーク及び愛称は、直接、使用資材に印刷表示することができる。

第8 使用申込及び回答

- 1 マーク及び愛称の使用を希望する者は、別紙様式1により知事あて使用の申込をしなければならない。
- 2 知事は、この要領に適合すると認めたときは別紙様式2により使用に関する回答を行い、マーク及び愛称のデータのCD-ROMを貸与するとともに、愛知県のホームページに使用権者、取り扱う品目、商品、使用媒体及び使用期間を公表する。
- 3 使用者は、使用を中止する場合は、別紙様式3により、知事に使用中止を届け出なければならない。
- 4 マーク及び愛称の使用の回答及び使用期間中において、知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。
なお、この場合に発生する損害は使用権者の責務によるものとする。
- 5 マーク及び愛称の使用の回答を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置を講じることができる。

第9 マーク及び愛称の適正使用

- 1 マーク及び愛称の使用権者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の措置を必要に応じて講ずることとする。
 - (1)指導及び是正処置の請求
 - (2)使用権の取消しと既使用商品・シールの回収・廃棄
 - (3)公表
 - (4)訴訟
- 2 マーク及び愛称の使用権者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに愛知県に報告するものとする。
- 3 知事は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。
- 4 マーク及び愛称の無断使用においても前項すべてを適用する。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要領は、平成21年2月6日から適用する。

附則 この要領は、平成23年7月28日から適用する。

附則 この要領は、平成27年9月18日から適用する。

附則 この要領は、令和5年2月20日から適用する。

系統豚のシンボルマーク及び愛称の規格・色指定

1 シンボルマークの規格・色指定

規格・色指定は、4色印刷(図-1)、モノカラー(図-2)、単色(図-3)のいずれかを使用すること。シンボルマーク中の「愛とん」の書体は、新丸ゴPro DBとすること。

- (1) 4色印刷、モノカラーの場合の色指定
4色分解はデータに対応すること
- (2) 単色の場合の色指定
スミ100%、白ぬき



2 愛称の規格及び色指定

- (1) シンボルマーク中の「愛とん」の書体は、新丸ゴPro DBとする。
- (2) 愛称「愛とん」を単独で使用する場合は、以下のとおりとする。
 - ア 規格及び色指定はしない。
 - イ 表記は、「愛とん」のみを使用すること。
使用できない表記例：「アイトン」、「あいとん」、「愛豚」、「あい豚」、
「AITON」等
 - ウ 書体は、指定しない。

別紙様式1

年 月 日

愛知県知事殿

住所

名称

代表者

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について

このことについて、「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」第8の1の規定に基づき、別記のとおり使用を申込みます。

なお、使用に際して「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」を遵守し、適正に取り扱いを行います。

(別記)

系統豚のシンボルマーク及び愛称使用申込書

1 使用方法（例：チラシに掲載、店舗内に掲示、メニュー名に付与 等）

2 使用場所（店舗名、住所及び店舗内での掲示場所 等）

3 卸売業者名（小売店・飲食店等の場合のみ記載）

4 店舗名等の愛知県ホームページへの掲載の可否

可 ・ 否

5 申込責任者の連絡先

住所	〒 —
所属・部署名	
職名・氏名	
電話	
ファックス	
e-mail	

別紙様式2

番 号
年 月 日

申込者 殿

愛知県農業水産局畜産課長
(公 印 省 略)

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について (回答)

年 月 日付けで申込書の提出のありました系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について受理しますので、「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」の各規定に基づき、適切に使用してください。

なお、貸与したCD-ROMについては、制作したアイテムの写真若しくは見本を添えて速やかに返却してください。

また、不正な使用に関する情報がありましたら、速やかに報告をしてください。

(注1) 連絡先を明記のこと。

別紙様式3

年 月 日

愛知県知事殿

住所

名称

代表者

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用中止について

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領第8の3の規定に基づき、その使用を中止したので下記のとおり届け出ます。

なお、使用中止にあたっては、当該マーク及び愛称が付された製品等は一切ありません。

記

1 使用を中止した年月日

2 使用を中止した理由

3 その他